

京都市告示第 243 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 18 年 10 月 20 日

京都市長 榎 本 頼 兼

道路の種類                    市 道  
供用開始の期日                告示の日  
路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	延 長	敷地の幅員
桃山経 154 号 線	伏見区桃山町因幡 13 番地の 1 地先から 同町 12 番地の 7 地先まで	メートル 97.30	メートル 6.00 ~ 11.15

(建設局道路部道路明示課)